

決算特別委員会の審査概要

平成19年度 一般・特別・病院会計

一般会計

経常収支比率改善へ
収入の確保にも努力

議員 ひらつか改革プラン第五次行政改革実施計画において本市の経常収支比率は八七％未満となることを目標としている。十九年度決算でこの比率

が八八・六％となった理由を聞きたい。

財政課長 目標設定当時と十九年度決算時において、一部の経費の経常経費と臨時的経費への区分け方法が変更されたためである。従来の区分け方法で算定すると十九年度

の経常収支比率は八五・二％となり、十八年度と比較して〇・五ポイント低下している。

議員 この経常収支比率では本市財政の硬直化が進んでいるものと判断するが、今後の比率改善への見解を聞きたい。

財政課長 本市は他の自治体と比較し、経常収支比率に占める公債費の割合が低い。他の経常的経費を切り詰めて財政の硬直化を避けることは難しいと考える。今後、ひらつか協働経営プラン二〇〇八等で経費全体の見直しを行い、収入の確保に努めていきたい。

企業への助成事業
本市の経済効果聞く

議員 工業活性化促進事業は本市の工業活性化と雇用機会の促進を図るため、指定地域内で新たに立地等を行う企業に対し助成措置を行うものだが、十九年度の施設整備助成

の削減を図った。これらにより収益が改善したものと考える。

議員 工業収益を改善しなければ経営改善は図れないものと考えているが、病院運営に関する本市の見解を聞きたい。

市民病院事務局長 現在の病院運営は、国の診療報酬に基づいた運営を行わなければ収支は改善せず経営が難しい状況にある。十九年度は診療報酬が改定されなかったが、今後は診療報酬の変遷に沿って、適切な運営方法

の申請状況を伺いたい。

産業振興課長 この制度は、十七年度から二十一年度まで五年間実施するものだが、十九年度の施設整備助成は八件である。その内容は市外企業の移転立地が二件、市内企業の事業拡大が一件、市内企業の施設拡充が五件である。

議員 今回の決算状況を見ると約五八〇〇万円が執行されているが、助成により本市にどのような経済効果があつたのか聞きたい。

産業振興課長 助成金額から逆算すると、土地、建物の償却資産に係る投資額は約二六億三〇〇〇万円であり、税収として約一億一四四万円になると考える。また市内企業五社が市内施設に設備投資を行ったことにより、市外への流出を抑止できたことは大きな効果であつたと考えている。

議員 この事業は二十一

年度までとのことだが、それ以降の工業活性化に関する施策について聞きたい。

産業振興課長 神奈川県でも「インベスト神奈川」という名称で本市と同様の事業を二十一年度まで実施しており、それ以降については検討中とのことである。また県では平成二十年九月定例会で神奈川県中小企業活性化推進条例を提案しており、この条例が制定されると工業活性化に関するさまざまな計画が策定されるものと考えている。その計画

競輪事業特別会計

議員 十九年度の平塚競輪場の売上額は、特別競輪の開催がなかったため過去五年間で最も厳しい状況であつたと認識している。記念競輪、普通競輪、施設等改善競輪の三種類における売上額と経費を伺いたい。

内容を確認したうえで今後の計画を検討していきたい。

コンビニでの収納
開始から3年の状況

議員 本市では十七年度からコンビニエンスストアでの市税等の納付が可能となり三年が経過したが、利用状況を伺いたい。

市税総務課長 納付により一件当たり五三円の事務手数料が発生する。しかし、これまでは平日の納付が不可能な納税者等には休日職員が訪問し徴収していたが、コンビニエンスストアであれば土日も含め二四時間開店しているため、訪問業務等が減少する。そのため事務手数料にかかる経費と比べても効果があるものと認識している。

できたと考える。

議員 コンビニエンスストアでの納付に関する費用対効果を聞きたい。

市税総務課長 納付により一件当たり五三円の事務手数料が発生する。しかし、これまでは平日の納付が不可能な納税者等には休日職員が訪問し徴収していたが、コンビニエンスストアであれば土日も含め二四時間開店しているため、訪問業務等が減少する。そのため事務手数料にかかる経費と比べても効果があるものと認識している。

議員 このような状況の中、収益を確保するためどのような取り組みを行ったのか。

事業課長 三種類とも概算だが、記念競輪は売上一二二億円、うち経費が一五億円、普通競輪が売上八四億円、経費が八六億円、施設等改善競輪が売上五七億円、経費が五八億円となっている。



白熱するレース（平塚競輪場）

請願の審査概要

十二月定例会の常任委員会では三件の審査が行われた。

「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例（仮称）」骨子案に対し、意見書の提出を求める請願では、改装が不可能な店舗や、資金に余裕がない零細企業等が廃業せざるを得ない状況となるおそれがあり、経営を圧迫しない選択肢を考慮するよう求めるとともに、喫煙者、非喫煙者双方が共存できるバランスの取れた条例案になるよう求めた。また、請願項目は至極当然のことであり、採決した結果、採択すべきものとなり、本会議でも採択と決定した。

所得税法五六条廃止の意見書を国にあげることについて、請願では、青色申告と白色申告とに相違があつてはいけないと、趣旨採択としたいとの意見が、内容を精査する時間があるというので、本請願が採択としたいとの意見が、内容が最優先されるべきであり、地元と市長との間で取り交わされた合意書は請願より重いものにとらえている。請願に合致せず、青色申告があるからいいということではなく、法の規定自体を廃止する必要があるとの立場から、本請願は採択すべきであるとの意見もあつた。採決した結果、一方、白色申告不採択とすべきものとなる場合でも帳簿を備え、本会議でも不採択と整理しなければならず、決定した。